

別添資料

岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業
事業契約書(案)

平成16年6月8日

岡山県

<目 次>

第1章 用語の定義	5
（定義）.....	5
第2章 総則	7
（目的）.....	7
（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）.....	7
（事業日程）.....	8
（本件事業の概要）.....	8
（事業者の資金調達）.....	8
（許認可の取得等）.....	8
（県が実施する業務との調整等）.....	9
第3章 本件施設の設計	9
（本件施設の設計）.....	9
（第三者による設計）.....	9
（設計の変更）.....	9
（法令変更等による設計変更等）.....	10
（設計モニタリング）.....	10
（設計の完了）.....	11
第4章 本件施設の建設	11
（本件施設の建設）.....	11
（施工計画書等）.....	12
（第三者への委託等）.....	12
（工事監理者）.....	12
（建設場所の管理）.....	12
（建設に伴う各種調査等）.....	13
（建設に伴う近隣対策）.....	13
（契約保証金）.....	14
（県による中間確認及び建設現場立会い等）.....	14
（本件施設の完工検査）.....	15
（県による本件施設の完工検査等）.....	15
（県による本件施設の完工検査通知等）.....	15
（事業者による本件施設の維持管理業務体制整備）.....	16
（県による本件施設の維持管理業務体制の確認）.....	16
（工期の変更）.....	16

（本件施設の引渡し遅延による費用負担）	17
（本件工事の中止等）	17
（本件工事中に事業者が第三者に及ぼした損害）	17
（不可抗力による損害）	18
（設計・建設期間中の保険）	18
（引渡手続）	18
（瑕疵担保責任）	18
第5章 本件施設の維持管理業務	19
（維持管理業務の開始等）	19
（費用負担）	19
（第三者への委託等）	19
（維持管理業務計画書の提出）	20
（近隣対策）	20
（維持管理業務責任者）	20
（異常部分の修復）	20
（本件施設の修繕）	21
（従事職員名簿の提出等）	21
（事業者による初期対応等）	22
（モニタリングの実施）	22
（維持管理業務報告書の提出等）	23
（第三者等に及ぼした損害等）	23
（維持管理業務開始の遅延）	23
（備品の管理）	24
第6章 サービス購入費の支払	24
（サービス購入費の支払）	24
（サービス購入費の変更）	24
（サービス購入費の減額）	25
（サービス購入費の返還）	25
第7章 本件施設の運営支援業務	25
（運営支援体制の整備等）	25
（運営支援業務の開始等）	26
（第三者への委託等）	26
（運営支援業務計画書の提出）	26
（業務報告等）	27
（第三者等に及ぼした影響）	27
第8章 契約の終了及び債務不履行	27

（契約期間）	27
（契約の終了の効果）	27
（県による任意解除等）	28
（事業者の債務不履行）	28
（県の支払遅延等の債務不履行）	29
（引渡前の解除の効力）	29
（引渡後の解除の効力）	30
（違約金等）	31
（法令変更又は不可抗力による解除）	31
（保全義務）	32
（関係書類の引渡し等）	32
第9章 法令変更等	32
（通知等）	32
（協議及び増加費用の負担等）	32
（法令等の変更による契約の終了）	33
第10章 不可抗力	33
（通知の付与）	33
（協議及び増加費用の負担等）	33
（不可抗力への対応）	34
（不可抗力による契約の終了）	34
第11章 雑則	34
（公租公課の負担）	34
（協議）	34
（金融機関との協議）	34
（財務書類の提出）	35
（秘密保持）	35
（著作権の帰属等）	35
（著作権等の利用等）	35
（著作権等の譲渡禁止）	36
（著作権の侵害防止）	36
（工業所有権）	36
（事業者に対する制約）	36
（事業者の権利義務の処分）	37
（事業者の兼業禁止）	37
（延滞利息）	37
（管轄裁判所）	37

(解釈)	37
(その他)	38
別紙 1 日程表.....	39
別紙 2 設計に伴う提出図書.....	40
別紙 3 本件工事着手時の提出図書.....	44
別紙 4 本件工事期間中の提出図書.....	45
別紙 5 事業者等が付保する保険等.....	46
別紙 6 しゅん工に伴う提出図書.....	48
別紙 7 不可抗力による損害及び増加費用の負担割合.....	50
別紙 8 本件施設の引渡し及び登記手続.....	51
別紙 9 保証書の様式.....	52
別紙 10 業務報告書の概要.....	54
別紙 11 サービス購入費の金額と支払スケジュール.....	55
別紙 12 サービス購入費の減額等の基準と方法.....	58
別紙 13 法令変更による増加費用の負担割合.....	60
別紙 14 誓約書の様式.....	61

前 文

- 1 岡山県（以下「県」という。）は、教職員の資質と指導力の向上を図るために、教職員研修機能の充実、情報化に対応した教育に関する学校支援の充実、障害児教育の総合的な推進、教育課題に関する調査・研究及び教育情報の収集・蓄積・発信の機能を備え、学校の教育活動の一層の支援を行う中核機関として、岡山県総合教育センター（仮称）（以下「本件施設」といい、第1条において定義される。）の整備等を行うことにした。
- 2 県は本件施設の整備の実施にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨に則り、本件施設的设计、建設及び維持管理からなる事業（以下「本件事業」といい、第5条第1項において定義される。）を民間事業者に対して一体の事業として発注することにした。
- 3 そこで、県及び株式会社（以下「事業者」という。）は、本件事業の実施に関して、次のとおり合意し、本契約を締結する。なお、本契約は、PFI法第9条の規定による県議会の議決を経たときに正式な契約となる。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理開始予定日」とは、平成19年1月 日をいう。ただし、本契約に従い変更された場合は当該変更後の日とする。
- (2) 「維持管理期間」とは、維持管理開始予定日から平成39年3月31日までの期間をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
 - 建物維持管理業務
 - 設備維持管理業務
 - 外構施設維持管理業務
 - 清掃業務
 - 環境衛生管理業務
 - 警備業務
- (4) 「維持管理者」とは、事業者から維持管理業務を委託された[]をいう。
- (5) 「運営支援開始予定日」とは、平成19年4月1日をいう。ただし、本契約に従い変更された場合は当該変更後の日とする。

- (6) 「運営支援期間」とは、運営支援開始予定日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (7) 「運営支援業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
昼食等提供業務
自動販売機の設置業務
公衆電話の設置業務
- (8) 「運営支援者」とは、事業者から運営支援業務を委託された [] をいう。
- (9) 「基本協定書」とは、県が本件事業の入札説明書に従い入札を実施して落札者として決定した民間事業者グループ（ を代表企業とし、 及び を構成企業とするものをいう。以下「落札者」という。）と県とが入札説明書に従い本件事業を実施するために平成 16 年 月 日付けで締結した基本協定をいう。
- (10) 「建設者」とは、事業者から本件工事を委託され又は請け負った [] をいう。
- (11) 「工期」とは、本件施設の建設の着工日から第 26 条第 1 項の規定により完工検査済書を県が交付するまでの期間をいう。
- (12) 「サービス購入費」とは、第 52 条及び別紙 11 により県が事業者に対して支払う金銭をいい、本件施設の設計、工事監理及び建設に係る対価（以下「施設整備費部分」という。）と維持管理業務に係る対価（以下「維持管理費部分」という。）から構成される。
- (13) 「事業期間」とは、本契約の締結日から本契約の終了する日（維持管理期間の満了日である平成 39 年 3 月 31 日又は中途解除の日）までの期間をいう。
- (14) 「事業者提案」とは、入札説明書の規定に従い、落札者が、県に対して提出した本件事業に関する一切の提案をいい、落札者が平成 年 月 日に県に対して提出した設計・建設業務提案書、維持管理業務提案書、運営支援業務提案書、事業計画提案書及び設計図書に含まれる提案をいう。
- (15) 「事業年度」とは、維持管理期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、初年度にあっては、維持管理業務開始予定日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (16) 「修繕」とは、建築物及び設備機器等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (17) 「出資者」とは、事業者に対して出資を行い、その株式を保有する 、 及び をいう。
- (18) 「消費税等」とは、消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）のことをいう。
- (19) 「成果物」とは、基本設計書及び実施設計書その他本契約に関して要求水準書及び県の要求に基づき作成されて県に提出された一切の書類、図面、写真、映像等の総称を

いう。

- (20)「設計者」とは、事業者から本件施設の設計を委託され、又は請け負った[]をいう。
- (21)「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙 2 記載の設計図書(第 11 条の規定による設計図書の変更部分及び県と事業者との打合せの結果を含む。)をいう。
- (22)「設計・建設期間」とは、本契約の締結日から本件施設が県に引き渡される日の前日までの期間をいう。
- (23)「大規模修繕」とは、建築物の躯体及び内外部仕上げについては、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕を、設備・備品については、機器、配線、配管等の全面的な更新を行う修繕をいう。
- (24)「入札説明書」とは、本件事業に係る入札説明書及びその添付資料(要求水準書及び契約書案を除く。)並びにその質問回答書及びその添付資料をいう。
- (25)「引渡予定日」とは、平成 19 年 1 月 日をいう。ただし、本契約によって延期された場合は、当該延期後の日とする。
- (26)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、県及び事業者のいずれの責めにも帰することのできないものをいう。ただし、法令の変更は不可抗力に含まないものとする。
- (27)「本件施設」とは、本契約に従い事業者が県の提供する用地(以下「本件土地」という。)に建設する施設(建築中の建物を含む。)及びその附帯施設(外構部分を含む。)をいう。
- (28)「要求水準書」とは、本件事業における本件施設の設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営支援業務の各業務の実施について、県が事業者に要求する業務水準を示す図書として入札説明書と同時に配布した要求水準書並びにその質問回答書(ただし、要求水準書に関する質問に限る。)をいう。

第 2 章 総則

(目的)

第 2 条 本契約は、県及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第 3 条 事業者は、本件施設が、県の総合教育研修機関としての公共性を有することを十

分理解し、本件事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 県は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第 4 条 本件事業は、別紙 1 に定める日程に従って実施されるものとする。

(本件事業の概要)

第 5 条 本件事業は、本件施設の設計及び建設、しゅん工時における県への本件施設の所有権の移転、維持管理及び運営支援並びにこれらに付随し、又は関連する一切の事業により構成されるものとする。

- 2 事業者は、本契約、入札説明書、要求水準書及び事業者提案に従って本件事業を遂行しなければならない。
- 3 本件施設の名称は、岡山県総合教育センター(仮称)とする。

(事業者の資金調達)

第 6 条 本件事業の実施に関連する一切の費用は、すべて事業者が負担するものとし、また、本件事業に関する事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて事業者が自己の責任において行うものとする。

- 2 事業者は、本件事業に関する資金調達に対して、PFI 法第 16 条に規定される財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。
- 3 県は、事業者が、PFI 法第 16 条に規定される法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

(許認可の取得等)

第 7 条 事業者は、本契約上の事業者の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出等の手続(ただし、県の単独申請によるものを除く。以下「許認可等手続」という。)を、自己の責任及び費用において行うものとする。

- 2 事業者が、県に対して許認可等手続に必要な資料の提出その他について協力を求めた場合、県はこれについて協力するものとする。
- 3 県が事業者に対して県による許認可の取得、届出等の手続に必要な資料の提出その他について協力を求めた場合、事業者はこれについて協力するものとする。
- 4 事業者は、許認可等手続について、県に対して事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 5 事業者は、県の請求があった場合は、許認可等手続に関して作成し、又は取得した書類の写しを県に提出するものとする。

(県が実施する業務との調整等)

- 第 8 条 事業者は、本件事業に関連して県がその責任と費用において行うことがある設計、工事及び備品の搬入業務等が、事業者の業務に密接に関連する場合において、必要がある場合は、スケジュール等の調整を行うなど、当該県の実施する業務に協力するものとする。
- 2 前項の協力を要する費用は、事業者の負担とする。

第 3 章 本件施設の設計

(本件施設の設計)

- 第 9 条 事業者は、本契約締結後速やかに、日本国の法令を遵守の上、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、県と協議の上、本件施設の設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、設計業務の着手にあたり、設計業務着手届、主任技術者届（設計経歴書添付）及び協力技術者届を県に提出して確認を受けなければならない。
- 3 事業者は、本件施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 事業者は、本件施設の設計を行うに当たり、定期的に県との打合せを行うとともに、必要に応じて設計内容の協議を行うものとする。

(第三者による設計)

- 第 10 条 事業者は、本件施設の設計を設計者に委託し、又は請け負わせるものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合を除き、当該設計者以外の者に、本件施設の設計の全部又は一部を実施させてはならない。
- 2 設計者及び設計者以外の第三者への設計の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、設計者その他本件施設の設計に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(設計の変更)

- 第 11 条 県は、必要があると認める場合、工期の変更を伴わずかつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、事業者に対して本件施設の設計変更を求めることができる。この場合において、事業者は、当該変更の要否及び本件事業の実施に与える影響を検討し、県に対して 15 日以内にその結果を通知しなければならない。
- 2 県は、前項の結果を踏まえて設計変更を実施するか否かを最終的に決定し、事業者に通知する。
- 3 事業者は、前項の決定に従うものとする。
- 4 前 3 項の規定に従い、事業者が設計変更を行う場合において、当該変更により事業者

に追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、維持管理業務にかかる増加費用を含む。）が発生したときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、県が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときにはサービス購入費の支払額を減額する。

- 5 事業者は、あらかじめ県の承諾を得た場合を除き、本件施設の設計変更を行うことはできない。
- 6 前項の規定に従い事業者が県の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス購入費の支払額を減額する。

（法令変更等による設計変更等）

第 12 条 本契約の締結日以降、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の法令の改正により、本件施設の設計変更が必要となった場合、県は、当該変更に必要な費用を負担しなければならない。

- 2 本件施設のしゅん工までに県が本件事業に係る入札手続において提供した本件土地に関する調査資料において明示されていない土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見等に起因して、本件施設の設計変更をする必要性が生じた場合には、事業者は、県に対し、設計変更又は建設工事の変更の承諾を求めることができる。
- 3 前 2 項の規定により、設計、建設工事、維持管理業務及び資金調達に係る事業者が生じた合理的な増加費用は県が負担する。また、事業者に費用の減少が生じた場合は、県及び事業者が協議の上、サービス購入費を減額する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定による変更起因して本件施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、県及び事業者は、協議の上、引渡予定日を変更することができる。

（設計モニタリング）

第 13 条 県は、本件施設が本契約書、入札説明書、要求水準書及び事業者提案に基づき設計されていることを確認するために、本件施設の設計状況その他の事項について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明を求め、及びその他の書類の提出を求めることができるものとする。

- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他の事項についての説明及び県による確認の実施につき県に対して最大限の協力を行うものとし、また設計者をして、県に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 県は、前 2 項の規定による説明、書類の提出又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、適宜これを事業者に通知し、又は意見を述べるることができる。

(設計の完了)

第 14 条 事業者は、本件施設の基本設計又は実施設計を完了した場合は、その都度、遅滞なく、県に対して、それぞれ別紙 2 に規定する設計図書を提出し、その確認を受けなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。なお、設計図書の提出は、別紙 1 に定める日程に従うものとする。

2 県は、事業者から提出された設計図書が県と事業者の打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、若しくは提出された設計図書では本契約、入札説明書、要求水準書及び事業者提案において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、事業者の責任と費用において修正することを求めることができる。

3 事業者は、県からの指摘により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自己の責任と費用において速やかに設計図書の修正を行い、修正を行った事項を県に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等を発見した場合も同様とする。

4 事業者が第 1 項又は第 3 項の規定により県に提出した設計図書のうち、工事内訳書及び建設工事工程表は、本契約に特に定めのある場合を除き、県及び事業者を拘束するものではない。

5 事業者は、実施設計図書の確認を県から受けたときは、遅滞なく設計業務完了届を県に提出しなければならない。

6 県は、第 1 項若しくは第 3 項の設計図書の確認を行ったこと、又は事業者に対して第 2 項の修正を求めたことを理由として、本件施設の設計・建設について何らの責任を負担するものではない。

第 4 章 本件施設の建設

(本件施設の建設)

第 15 条 事業者は、本件施設に係る実施設計図書について、前条第 1 項又は第 3 項の規定による確認を受けた後、速やかに本件施設の建設を開始するものとする。

2 事業者は、建設者をして、日本国の法令を遵守の上、本契約、要求水準書、県の承諾を受けた設計図書及び事業者提案に従い、本件施設の建設工事(以下「本件工事」という。)を実施させるものとする。

3 事業者は、本件工事の開始に当たって、あらかじめ県にその旨を通知するものとする。

4 仮設、施工方法その他本件施設を完成するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。

5 事業者は、本件工事に必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用において調達しなければならない。

(施工計画書等)

第 16 条 事業者は、別紙 3 に規定する書類を、本件工事の着工前に県に提出し、県の確認を受けるものとする。

2 事業者は、前項の規定により、県に提出した工事工程表に従って本件工事を遂行させるものとする。

3 事業者は、建設者をして、本件施設の工期中、工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。

4 事業者は、工期中毎月、別紙 4 に規定する書類を県に提出するものとする。

5 県は、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(第三者への委託等)

第 17 条 事業者は、本件施設の建設を建設者に委託し、又は請け負わせるものとする。

ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合を除き、建設者以外の者に、本件施設の建設の全部又は大部分を実施させてはならない。

2 事業者があらかじめ県へ届け出ることにより、事業者及び建設者は、本件工事の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。当該第三者が自己以外の第三者に委託し、又は、請け負わせる場合も同様とする。

3 前 2 項の規定による建設者及び建設者以外の第三者への建設の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、建設者その他本件施設の建設に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(工事監理者)

第 18 条 事業者は、本件工事に着工する前に、自らの責任及び費用で建築基準法第 5 条の 4 第 2 項に規定する工事監理者を設置し、設置後速やかに当該工事監理者の氏名を県に対して通知するものとする。なお、工事監理業務と建設業務を同一の企業が実施することはできない。

2 県は、事業者を通じて工事監理者に工事監理の状況について定期的に、及び随時報告を求めることができる。

3 事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前項の規定を遵守するために必要な協力を行うものとする。

(建設場所の管理)

第 19 条 事業者は、本件施設の建設に際し、本件土地についての使用許可を取得してこ

れを使用するものとする。

- 2 事業者は、本件土地の管理を、前項の使用許可に基づき使用を開始したときから本件施設を県に引き渡すときまで、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- 3 事業者は、工事現場における安全管理、警備等に努めるものとする。
- 4 本件工事の施工に関し、労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、不可抗力事由に起因する追加費用として県が負担する場合を除き、当該追加費用は事業者が負担する。

(建設に伴う各種調査等)

第 20 条 県が実施し、かつ、要求水準書にその結果を添付した測量及び地質調査結果の内容の正確性については、県が保証するものとするが、地質調査結果(第 5 項において「地質調査結果資料」という。)のうち地層推定断面図については、地質調査結果に基づく想定であり、地層推定断面図が実際の地層と異なっていた場合における設計変更のリスクは、事業者が負担するものとする。

- 2 事業者は、本件施設の建設を含む本件事業に伴う各種調査等を行う必要が生じた場合、あらかじめ県に連絡し、その承諾を得た上で自己の費用及び責任において実施するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定により実施する各種調査等を終了したときは、当該調査等に係る報告書を作成の上、県に提出して、その確認を受けなければならない。
- 4 事業者が、第 2 項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が各種調査等を行わなかったことから生ずる一切の責任及び追加費用は、事業者が負担するものとする。
- 5 本件土地に地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財出土等の地質調査結果資料(地層推定断面図を除く。)からは予測できない瑕疵があり、当該瑕疵に起因して増加費用又は損害が生じた場合、県は、合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担するものとする。この場合において、事業者は、当該増加費用及び損害の発生を防ぎ、また、拡大を低減するよう最大限の努力をしなければならない。

(建設に伴う近隣対策)

第 21 条 事業者は、本件工事について近隣住民に説明を行うとともに、自己の責任及び費用において、騒音、振動、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他本件工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

- 2 前項の近隣対策の実施について、事業者は、事前及び事後にその内容及び結果を県に報告するものとする。
- 3 事業者は、県の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業者提案で示された事業内容の変更をすることはできない。

- 4 近隣対策を実施した結果、事業者が生じた費用（引渡予定日が変更されたことにより発生する増加費用も含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、県が設定した条件に直接起因するものについては、県が負担するものとする。

（契約保証金）

第 22 条 事業者は、施設整備費部分（割賦金利相当分を除く。本条において同じ。）の 10 パーセント以上に当たる額の契約保証金を県に納付するものとする。ただし、次に定める場合は、契約保証金は、免除するものとする。

- (1) 事業者が、本件施設の設計及び建設工事に関して、県を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費部分の 10 パーセント以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、その保険証券の原本を県に提出した場合
- (2) 事業者が、建設者をして、本件施設の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費部分の 10 パーセント以上に当たる額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、事業者の費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、県を質権者とする質権（被担保債権は第 69 条第 1 項に基づく違約金債権とする。）を設定した場合

（県による中間確認及び建設現場立会い等）

第 23 条 県は、本件施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、事業者にあらかじめ通知した上で、本件施設の建設状況について、事業者又は建設者に対して説明を求め、中間確認を行うとともに、建設現場において、事業者又は建設者立会いの上、確認することができるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による中間確認及び建設状況の確認の実施について、県に対して最大限の協力を行うものとし、及び建設者をして、県に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 県は、事業者にあらかじめ通知することなく、随時、本件工事に立ち会い、建設状況について確認することができる。
- 4 前 3 項の規定による説明、確認又は報告の結果、建設状況が本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書又は事業者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。
- 5 事業者は、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験のうち主要なものを実施する場合、あらかじめ県に対してその旨を通知するものとする。県は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 6 県は、本条の規定による立会い、確認等の実施を理由として、本件事業の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(本件施設の完工検査)

- 第 24 条 事業者は、自己の責任及び費用において、本件施設の完工検査を行うものとする。この場合において、事業者は、自らが行う完工検査の 7 日前までに、当該完工検査を行う旨を県に対して通知するものとする。
- 2 県は、前項に規定する完工検査への立会いを求めることができる。ただし、県は、立会いの実施を理由として本件事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、完工検査に対する県の立会いの有無にかかわらず、その終了後速やかに県に対して完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 4 事業者は、前項の報告終了後、県に工事業務完了届及び検査依頼書を提出するものとする。

(県による本件施設の完工検査等)

- 第 25 条 県は、前条第 4 項の提出を受けた後、以下の方法により本件施設の完工検査を実施するものとする。この場合において、事業者は、現場説明、資料提供等の方法により、県に協力しなければならない。
- (1) 完工検査は、建設者及び工事監理者立会いの下で、設計図書との照合により実施する。
- (2) 施設等の試稼動等は、事業者の責任及び費用により行うものとする。また、機器・備品等の試運転等は、県による完工検査前に事業者が自己の責任及び費用により実施し、その報告書を県に提出する。なお、県は、当該試運転等に立会うことができる。
- 2 県は、本件施設が要求水準書、設計図書及び事業者提案に基づき建設されていないと認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、相当の期間を定めて事業者に対しその修補を求めることができる。この場合において、当該修補に係る費用は、事業者が負担するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定により県から本件施設の修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、あらためて県の完工検査を受けなければならない。この場合において、県及び事業者は速やかに手続を行わなければならない。
- 4 第 1 項又は第 3 項の完工検査を実施したことを理由として、県は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 5 事業者は、本件施設の引渡しまでに第 1 項又は第 3 項の完工検査とは別に、機器・備品等の取扱いについて県に説明するものとする。

(県による本件施設の完工検査通知等)

- 第 26 条 県が、前条第 1 項及び第 3 項に規定する完工検査及び第 28 条に規定する維持管理業務体制の確認を行い、かつ、事業者が自ら又は維持管理者等をして別紙 5 の第 2 項に

掲げる種類及び内容を有する保険に加入し、又は、加入させ、その保険証券の写しを別紙 6 に掲げるしゅん工に伴う提出図書（以下「しゅん工図書」という。）とともに県に提出した場合、県は事業者に対して速やかに完工検査済書を交付するものとする。

- 2 県は、前項の規定に基づき完工検査済書を交付したことを理由として、本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、県の完工検査済書を受領しなければ維持管理業務を開始することはできないものとする。
- 4 県は、事業者から提出されたしゅん工図書につき、本件施設の修繕、改修等のためにこれを使用し、必要な改変等を行うことができる。
- 5 事業者は、県に提出するしゅん工図書につき、県がこれを自由に使用、公表、改変、変更等を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者による本件施設の維持管理業務体制整備）

第 27 条 事業者は、維持管理開始予定日までに、維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書及び事業者提案に従って本件施設を維持管理することが可能となったときに、県に対してその旨を通知するものとする。

（県による本件施設の維持管理業務体制の確認）

第 28 条 県は、前条第 2 項の通知を受けた場合、速やかに、要求水準書及び事業者提案との整合性の確認のため、第 40 条第 1 項の規定により提出を受けた維持管理業務計画書及び第 45 条第 2 項の規定により提出を受けた書類に基づき本件施設の維持管理業務体制の確認を行うものとする。

（工期の変更）

第 29 条 県が事業者に対して工期の変更を請求した場合、県及び事業者は協議により当該変更の可否及び変更後の新たな工期を定めるものとする。

- 2 不可抗力又は事業者の責めに帰することのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求した場合、県及び事業者は、協議により当該変更の可否及び変更後の新たな工期を定めるものとする。ただし、県と事業者との間において協議が整わない場合、県が合理的な工期を定めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。
- 3 前 2 項の規定による工期の変更に伴い維持管理開始予定日に変更される場合においても、第 62 条に規定する本契約の期間満了の日は、変更されないものとする。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により工期の変更が行われた場合、当該工期の変更が県の責

めに帰すべき事由による時は、県は合理的な範囲で増加費用を負担するものとし、当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による時は、事業者が一切の増加費用を負担するものとする。

- 5 不可抗力により工期の変更が行われた場合における損害及び増加費用は、別紙 7 に規定する負担割合に従い、県及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

(本件施設の引渡し遅延による費用負担)

第 30 条 事業者の責めに帰することのできない事由により本件施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、県は、当該遅延により事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。この場合、県は、当該増加費用に係る遅延損害金を負担しない。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から起算して実際に本件施設が事業者から県に対して引き渡された日までの期間につき、施設整備費部分額につき年 3.6 パーセントの割合で計算した金額に相当する遅延損害金を日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。

(本件工事の中止等)

第 31 条 県は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 県は、前項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期を変更することができる。この場合において、県は、当該一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は事業者が損害を及ぼしたときは、合理的な範囲内でそれらの費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。
- 3 本件工事の一時中止が不可抗力による場合においては、前項の増加費用又は損害は、別紙 7 に規定する負担割合に従い、県及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

(本件工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)

第 32 条 事業者が本件工事の施工に際し第三者に損害を及ぼした場合は、事業者が当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が県の責めに帰すべき事由又は工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由(事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。) により生じたものである場合は、県がその損害(ただし、第 34 条第 1 項の規定により事業者又は

建設者が加入した保険等によりてん補された部分を除く。)を賠償しなければならない。

(不可抗力による損害)

第 33 条 事業者が本件施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、県は、直ちに調査を行い、損害(事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 前項に規定する損害及びこれに係る増加費用(追加工事に要する費用を含む。)は別紙 7 に規定する負担割合に従い、県及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

(設計・建設期間中の保険)

第 34 条 事業者は、設計・建設期間中、自ら又は建設者をして別紙 5 の第 1 項に規定する建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、又は加入させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。

2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設者をして保険契約を締結させたときは、その証券の写しを直ちに県に提出し、又は提出させなければならない。

(引渡手続)

第 35 条 事業者は、県から完工検査済書の交付を受けた後、引渡予定日に本件施設を県に引き渡し、担保権その他の制限物権などの負担のない完全な所有権を移転するものとする。この場合において、事業者は、自己の費用により本件施設の建物の登記を別紙 8 に従い速やかに行うものとする。

(瑕疵担保責任)

第 36 条 県は、本件施設に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補(備品については交換を含む。以下同じ。)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、県は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡しの日から 10 年以内に行わなければならない。

3 県は、本件施設の引渡しを受ける際に第 1 項の瑕疵があることを知ったときは、同項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 県は、本件施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を県が知った日から 1 年以内に第 1 項の規定による権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、建設者をして、県に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるものとし、かかる保証書を建設者から徴求し県に差し入れるものとする。当該保証書の様式は、別紙 9 に定める様式による。

第 5 章 本件施設の維持管理業務

(維持管理業務の開始等)

- 第 37 条 事業者は、第 35 条の規定により本件施設を県に引き渡した日から、維持管理業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、維持管理期間中、日本国の法令を遵守の上、本契約、要求水準書、維持管理業務計画書(第 40 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)及び維持管理業務年間計画書(第 40 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。)に従い、維持管理業務を実施するものとする。
 - 3 要求水準書のうち維持管理業務に係る部分、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書は、合理的な理由に基づき県又は事業者が請求した場合において、県と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。
 - 4 事業者は、善良な管理者の注意をもって、本件施設の維持管理業務を実施するものとする。

(費用負担)

- 第 38 条 維持管理業務の実施に要する費用は、すべて事業者の負担とする。ただし、維持管理業務の実施に必要な光熱水費は県の負担とし、サービス購入費に含まれないものとする。

(第三者への委託等)

- 第 39 条 事業者は、維持管理業務を維持管理者に委託し、又は請負わせることができる。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合を除き、維持管理者以外の者に、維持管理業務の全部又は大部分を委託し、又は請負わせてはならない。
- 2 事業者があらかじめ県へ届け出ることにより、事業者及び維持管理者は、維持管理業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができる。当該第三者が、自己以外の第三者に委託し、請負わせる場合も同様とする。
 - 3 前 2 項の規定による維持管理者及び維持管理者以外の第三者の使用は、すべて事業者

の責任において行うものとし、維持管理者その他維持管理業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(維持管理業務計画書の提出)

第 40 条 事業者は、維持管理業務の開始に当たり、要求水準書に従い、県と協議の上、維持管理期間を通じた維持管理業務計画書を作成し、本件施設の引き渡しの日の 30 日前までに県に提出し、その確認を受けなければならない。

2 事業者は、要求水準書に従い、各事業年度ごとに本件施設の維持管理業務年間計画書を作成の上、当該事業年度が開始する日の 30 日前までに県に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、平成 18 年度分の維持管理業務年間計画書については、平成 18 年 12 月 1 日までに県に提出し、その確認を受けるものとする。

3 前 2 項に規定する維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書の記載事項については、事業者と協議の上、県が定めて事業者に通知するものとする。

4 県は第 1 項又は第 2 項の確認を行ったことを理由として、事業者が行う維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(近隣対策)

第 41 条 事業者は、自己の責任及び費用において、その実施する維持管理業務に関して、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。この場合において、県は、事業者に対して必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定による近隣対策の実施について、事業者は、事前及び事後にその内容及び結果を県に報告するものとする。

(維持管理業務責任者)

第 42 条 事業者は、維持管理期間中、維持管理業務責任者を置き、維持管理業務を総合的に把握させ、調整を行わせなければならない。

2 事業者は、維持管理業務責任者を置くときは、その氏名、住所、経歴等県が定める事項をあらかじめ県に届け出なければならない。事業者が維持管理業務責任者を変更しようとするときも、同様とする。

3 事業者は、維持管理業務の実施に当たり、法令等により有資格者等を必要とする場合は、自らの費用と責任により、当該有資格者等を選任するものとする。

(異常部分の修復)

第 43 条 事業者は、自らの点検により本件施設に異常を認めた場合で、事業者が自らの負担で修復すべきものと認めたものについては、速やかにその内容及び修復計画を県に通

知した上で、当該異常部分を修復しなければならない。

- 2 事業者は、前項の異常部分の修復が完了したときは県に通知し、県は、当該修復部分について事業者から提出される書面又は現地調査によって確認するものとする。

(本件施設の修繕)

第 44 条 事業者は、維持管理期間中、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書に従い、自己の費用と責任において、本件施設の修繕を実施するものとする。

- 2 事業者が、自己の責任と費用において、本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合、あらかじめ県に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、県の承諾を得なければならない。
- 3 事業者が本件施設の修繕を行った場合、事業者は、必要に応じて当該修繕の内容をしゅん工図書に反映し、当該しゅん工図書、使用した設計図、施工図等の図書を県に提出しなければならないこととする。この場合において、事業者は、当該しゅん工図書につき、県がこれを自由に使用、公表、改変、変更等を行うことができるよう必要な措置を講じなければならないこととする。なお、工事を伴う修繕の実施手順、検査の方法等については、県と事業者が協議して決めるものとする。
- 4 県の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕又は模様替えを行った場合、県は、これに要した一切の費用を負担する。
- 5 事業者の責めによらない劣化、事故、火災等による本件施設の損傷は、県の責任と費用において、これを修繕する。当該修繕の時期、方法等については、県がその都度定めるものとする。ただし、事業者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する本件施設の損傷については、事業者の責任と費用において修繕する。
- 6 県は、事業期間中に本件施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、県の責任と費用において、かかる大規模修繕を行うものとする。

(従事職員名簿の提出等)

第 45 条 事業者は、維持管理業務開始前に維持管理業務に従事する者(本条において「従事職員」という。)の名簿を県に提出し、当該名簿の記載内容に異動があった場合は、速やかに県に報告しなければならない。

- 2 事業者は、維持管理業務の遂行にあたり維持管理開始予定日の 30 日前までに、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等に関する維持管理業務に必要な書類を、あらかじめ県に提出し、県の承諾を得るものとする。
- 3 県は、従事職員が当該業務の実施に不相当と認められるときは、その事由を明示して、事業者に対し当該従事職員の交代を請求することができる。

(事業者による初期対応等)

- 第 46 条 事業者は、本件事業に係るサービス水準が低下し、又は低下が見込まれることにより、緊急に対処する必要があると判断した場合は、適切な初期対応をとるとともに、速やかに県に報告するものとする。
- 2 事業者は、事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじめ県と協議し、維持管理業務計画書に記載するものとする。事故又は火災が発生した場合は、維持管理業務計画書及び事業者が策定した防災計画に基づき直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じるとともに、県及び関係機関に報告する。
- 3 事業者は、本件施設（法面、石積法面、側溝等の既存の外構施設を含む。）の不具合・故障等について自ら発見した場合又は通報や苦情を受けた場合、直ちに県に報告し（当該不具合、故障等が軽微なものである場合は、当該報告を要しない。）緊急に対処する必要があると判断した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、当該処置の内容・結果について書面により県に報告するものとする。
- 4 前 3 項の業務の実施は、事業者の費用負担において実施されるものとし、不可抗力の場合でも第 77 条の規定は適用しない。

(モニタリングの実施)

- 第 47 条 県は維持管理業務に関して、要求水準書が規定するサービスが提供されていることを確認するために、自らの費用負担において、次のとおりモニタリングを行うものとする。モニタリングの項目については、各モニタリングの実施日までに県が決定するものとする。
- (1) 定期モニタリング
- 県は、第 48 条第 3 項の規定に従い、事業者から提出される維持管理業務半期報告書の内容を確認し、半期に 1 回、施設巡回及び業務監視を行うほか、事業者に対して説明を求めるものとする。
- (2) 随時モニタリング
- 県は、必要に応じて、施設巡回及び業務監視を行うほか、事業者に対して説明を求めるものとする。
- 2 県は、維持管理期間中、事業者にあらかじめ通知した上で、維持管理業務について事業者に対して説明を求め、又は本件施設において事業者が立会いの下その維持管理業務の実施状況を確認することができるものとし、事業者は、当該説明及び確認の実施につき県に対して最大限の協力を行うものとする。
- 3 前 2 項の規定によるモニタリングの結果、維持管理業務の実施状況が、本契約又は要求水準書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対して相当の期間を定めてその是正を指導するものとし、事業者は、維持管理業務半期報告書において当該指導に対する対応状況を県に報告しなければならない。

- 4 県は、前 3 項の規定によるモニタリング及び是正指導の実施を理由として、事業者の実施する維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。
- 5 県は、必要に応じ、本件施設の利用者等へのヒアリングを行うことができるものとする。

(維持管理業務報告書の提出等)

- 第 48 条 事業者は、維持管理業務の実施結果を記録した維持管理業務日報、維持管理業務半期報告書及び維持管理業務年間報告書(以下、総称して「維持管理業務報告書」という。)を維持管理業務計画書に定める様式により作成するものとする。
- 2 事業者は、本契約終了のときまで、維持管理業務報告書を保管するとともに、県から請求があるときは、県の閲覧に供するものとする。
 - 3 事業者は、各事業年度の 4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの各半期業務終了後 7 日以内に、維持管理業務半期報告書及び当該期間に係る業務完了届を県に提出するものとする。
 - 4 事業者は、各事業年度終了後 10 日以内に、当該事業年度に係る維持管理業務年間報告書を県に提出するものとする。
 - 5 維持管理業務半期報告書に記載すべき内容は、別紙 10 に定めるところによる。
 - 6 維持管理業務日報及び維持管理業務年間報告書に記載する内容は、維持管理業務計画書に基づき、県及び事業者が別途協議する。
 - 7 事業者は、維持管理業務報告書を県以外の第三者に開示する場合、あらかじめ県の承諾を得るものとする。

(第三者等に及ぼした損害等)

- 第 49 条 事業者は、維持管理業務に際して、県又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県の責めに帰すべき事由又は維持管理業務に伴い通常避けることができない理由(事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。)により第三者に損害を及ぼした場合は、県がその損害を賠償しなければならない。
 - 3 事業者は、維持管理期間中は、自ら又は維持管理者等をして別紙 5 の第 2 項に定める保険に加入し、又は加入させ、保険料を負担し、又は負担させるものとする。

(維持管理業務開始の遅延)

- 第 50 条 維持管理業務の開始が引渡日より遅延した期間について、県は、維持管理費部分の支払義務を負わないものとする。

(備品の管理)

- 第 51 条 事業者は、県の定める様式に従って備品台帳を作成し、第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定による完工検査を終えた備品について備品台帳に記入し、別紙 6 に掲げるしゅん工図書とともに、速やかに県に提出しなければならないこととする。
- 2 備品台帳は、県が保管し、管理するものとする。
 - 3 事業者は、自己が維持管理する備品に変更があったときは、遅滞なくその旨を備品台帳に記入し、県の確認を受けなければならないこととする。

第 6 章 サービス購入費の支払

(サービス購入費の支払)

- 第 52 条 県は、事業者が本契約の規定に従い、本件施設の設計、建設及び維持管理の業務を実施していることを確認することを条件として事業者に対して、別紙 11 に規定するサービス購入費を支払うものとする。
- 2 サービス購入費は、本件事業の実施の対価とし、県は、維持管理期間中、年 2 回支払うものとする。
 - 3 第 1 項に規定する確認(次項において「履行確認」という。)は、主として県が第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定により実施するモニタリングにより行うものとする。
 - 4 サービス購入費の支払手続は次のとおりとし、その詳細については、県が別途定めるものとする。
 - (1) 事業者は、第 48 条第 3 項の規定に基づき維持管理業務半期報告書を県に提出する。
 - (2) 県は、維持管理業務半期報告書及び業務完了届の受領後 14 日以内に履行確認結果を事業者に通知する。
 - (3) 事業者は、前号の通知の受領後、速やかに県にサービス購入費支払請求書を提出する。
 - (4) 県は、前号の請求書の受領後 30 日以内にサービス購入費を支払う。
 - 5 本契約が 3 月末日又は 9 月末日以外の日に終了した場合における維持管理費部分の支払については、当該終了日までの履行部分につき前 2 項の規定に準じた手続により行うものとする。
 - 6 第 7 章に規定する運営支援業務は、サービス購入費の対象とはならないものとする。

(サービス購入費の変更)

- 第 53 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、平成 a 年度の業務に対するサービス購入費の支払額は、次の算式に従って変更されるものとする。

$$P1 + P2 \times C S P I a - 1 / C S P I 16$$

C S P I a - 1 : 平成 a 年度の前年度の平均の企業向けサービス価格指数

C S P I 16 : 平成 16 年度の平均の企業向けサービス価格指数

P 1 : 別紙 11 に従い算定した施設整備費部分の平成 a 年度分の支払額

P 2 : 別紙 11 に従い算定した維持管理費部分の平成 a 年度分の支払額 (ただし、平成 19 年度分については、平成 19 年 1 ~ 3 月 (平成 18 年度) 分を含むものとする。)

(サービス購入費の減額)

第 54 条 第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定によるモニタリングの結果、維持管理業務について、要求水準書、維持管理業務計画書、又は維持管理業務年間計画書の水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、県は、事業者に対して相当の期間を定めて当該事項の是正を指導するものとする。

2 前項の指導を行った後、県が提示する是正期間を経過しても当該指導の対象となった事項が改善されない場合においては、是正の指導を繰り返すとともに、県は、事業者に対して支払うサービス購入費の額を別紙 12 に定める方法により減額し、又はその支払を停止するものとする。

3 第 73 条第 2 項若しくは第 76 条第 2 項の規定又は県の責めに帰するべき事由により事業者が維持管理業務の全部又は一部の履行を免れた場合、事業者が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス購入費から減額するものとする。ただし、県の責めに帰するべき事由により事業者が維持管理業務の全部又は一部の履行ができなかったことによる損害賠償の請求を妨げない。

(サービス購入費の返還)

第 55 条 維持管理業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、直近の事業年度開始の日から支払日までの日数に応じ当該虚偽記載がなければ県が別紙 12 に従い減額し得たサービス購入費に相当する額につき年 3.6% の割合で計算した額の損害金を当該サービス購入費相当額に付して返還しなければならない。

第 7 章 本件施設の運営支援業務

(運営支援体制の整備等)

第 56 条 事業者は、運営支援開始予定日までに、本件施設の運営支援業務体制を整備し、要求水準書及び事業者提案に従って運営支援業務が可能となったときに、県に対してその旨を通知するものとする。

2 県は、前項の通知を受けた場合、速やかに、要求水準書及び事業者提案との整合性の

確認のため、第 59 条第 1 項の規定により提出を受けた運営支援業務計画書（以下「運営支援業務計画書」という。）に基づき本件施設の運営支援業務体制の確認を行うものとする。

- 3 事業者は、前項の規定による県の確認を受けなければ、運営支援業務を開始してはならない。

（運営支援業務の開始等）

第 57 条 事業者は、本件施設の運営開始の日から、運営支援業務を開始するものとする。

- 2 事業者は、本件施設の運営開始の日から本契約の終了の日まで、日本国の法令を遵守の上、自己の責任及び費用において、本契約、要求水準書、運営支援業務計画書及び運営支援業務年間計画書（第 59 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に従い、運営支援業務を実施するものとする。

- 3 要求水準書のうち運営支援業務に係る部分、運営支援業務計画書及び運営支援業務年間計画書は、合理的な理由に基づき県又は事業者が請求した場合において、県と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

- 4 事業者は、運営支援業務の実施に当たって、本件施設の使用に係る許可申請等本件施設に係る岡山県条例等の規定に基づく所要の手続を行うものとする。この場合において、県は所定の本件施設使用料を徴収することができるものとする。

（第三者への委託等）

第 58 条 事業者は、運営支援業務を運営支援者に実施させることができる。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合を除き、運営支援者以外の者に、運営支援業務の全部又は一部を実施させてはならない。

- 2 前項の規定による運営支援者及び運営支援者以外の第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、運営支援者その他運営支援業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者がその責任を負うものとする。

（運営支援業務計画書の提出）

第 59 条 事業者は、運営支援業務の開始に当たり、県と協議の上、要求水準書に従い、運営支援期間を通じた運営支援業務計画書を作成し、本件施設の運営開始の日の 30 日前までに県に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、県が各事業年度ごとに示す年間研修計画案等を参考に、本件施設の運営支援業務年間計画書を作成の上、当該事業年度が開始する日の 30 日前までに県に提出し、その確認を受けなければならない。

- 3 前 2 項に規定する運営支援業務計画書及び運営支援業務年間計画書の記載事項について

ては、事業者と協議の上、県が定めて事業者に通知するものとする。

- 4 県は第 1 項又は第 2 項の確認を行ったことを理由として、事業者が行う運営支援業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務報告等)

第 60 条 事業者は、要求水準書に従い、運営支援業務に係る業務報告書(以下「運営支援業務報告書」という。)を作成し、定期的に県に提出しなければならない。

- 2 運営支援業務報告書に記載すべき内容は、別紙 10 に定めるところによる。
- 3 県は、第 1 項の規定により提出を受けた運営支援業務報告書の内容の確認等の方法により、運営支援業務に関するモニタリングを実施することとし、当該モニタリングの結果、運営支援業務の実施状況が本契約、要求水準書及び運営支援業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、事業者に対して相当な期間を定めてその改善を要求することができることとし、事業者は、これに従わなければならない。
- 4 前項に定めるほか、運営支援業務に関するモニタリングについては、第 47 条各項の規定に準じて行うものとする。

(第三者等に及ぼした影響)

第 61 条 事業者は、運営支援業務に際して、県又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、県の責めに帰すべき事由又は運営支援業務に伴い通常避けることができない理由(事業者が善良な管理者の注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。)により第三者に損害を及ぼした場合は、県がその損害を賠償しなければならない。

第 8 章 契約の終了及び債務不履行

(契約期間)

第 62 条 本契約は、締結の日から効力を生じ、平成 39 年 3 月 31 日をもって終了する。

(契約の終了の効果)

第 63 条 事業者は、本契約が終了した場合において、本件土地又は本件施設内の事業者のための提供施設等に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(本件事業を構成する各業務の委託を受けた者又は業務を請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、県の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、本契約の終了に当たっては、県に対して、本件施設を県が継続使用できるよう維持管理業務及び運営支援業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務及び運営支援業務の実施に関する業務実施要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。
- 3 事業者は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、前 2 項の業務をすべて終了した上で、これらの業務終了から 10 日以内に最終支払対象期間に係る維持管理業務半期報告書を県に提出し、県の確認を受けるものとする。
- 4 契約終了時に本件施設が、維持管理業務に係るサービス水準を満たしていないと認められる場合、事業者は、自らの責任と費用において、本件施設を維持管理業務に係るサービス水準を満たす状態に修繕し、補修するものとする。

(県による任意解除等)

第 64 条 県は、事業者に対して、180 日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除により終了させることができる。

- 2 県は、本契約に関して落札者の代表企業又は構成企業に基本協定書第 6 条第 1 項各号のいずれかの事由が生じた場合には、本契約を解除することができる。
- 3 県は、第 1 項の解除により事業者が被った損害を速やかに賠償しなければならない。ただし、第 2 項の規定による解除の場合は、県は、事業者の損害を賠償することを要しない。

(事業者の債務不履行)

第 65 条 事業者は、その責めに帰すべき事由によって本契約上の義務の履行を怠った場合には、県に対し、県に生じた損害の賠償をしなければならない。なお、第 54 条第 2 項に基づくサービス購入費の減額は、本項の損害賠償を妨げるものではない。

- 2 事業期間中、次のいずれかの事由が生じた場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で、本契約の全部を解除により終了させることができる。
 - (1) 事業者が、本件事業の実施を放棄し、5 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手續について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が、維持管理業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (4) 事業者が第 60 条第 3 項の規定による県の改善要求に従わないとき。
 - (5) 前各号のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと県が認めたとき。
- 3 本件施設の引渡前において、次に掲げるいずれかの場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で本契約の全部を解除により終了させることができる。

- (1) 事業者が、設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、県が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、事業者から当該遅延について合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から 30 日が経過しても本件施設の引渡しが行われないうとき、又は引渡しの見込みが明らかでないときと県が認めるとき。
- 4 県は、第 54 条第 2 項の規定によりサービス購入費の支払停止がなされている場合、別紙 12 の 3 (2) に従い、本契約を解除により終了させることができる。

(県の支払遅延等の債務不履行)

- 第 66 条 県は、本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、遅延日数に応じ、当該支払うべき金額につき年 3.6 パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。
- 2 県が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、又は県の責めに帰すべき事由により事業者が本契約を履行できない場合、事業者は、本契約を解除により終了させることができる。

(引渡前の解除の効力)

- 第 67 条 本件施設の引渡前に第 64 条第 1 項、第 66 条第 2 項、第 75 条又は第 79 条の規定により本契約が解除された場合、県は、自己の責任及び費用により本件施設の出来高部分(設計図書が出来高部分を含む。以下同じ。)を検査の上、当該検査に合格した部分(以下「合格部分」という。)を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、県は、必要と認めるときは、その理由をあらかじめ事業者へ通知の上、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 第 64 条第 2 項、第 65 条第 2 項又は同条第 3 項の規定により本契約が解除された場合で、県が本件施設の出来高部分を利用する場合には、事業者の責任及び費用において当該出来高部分を検査するものとし、県は合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けることができる。
- 3 第 65 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、県が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、県は、合格部分の対価支払債務と事業者の第 69 条第 1 項の規定による違約金支払債務とを対等額で相殺することができる。この場合において、県は、相殺後の残額を本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 4 第 64 条第 2 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、県が第 2 項の規定により合格部分の引渡しを受けたとき、県は、合格部分の対価支払債務を本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 5 第 64 条第 1 項又は第 66 条第 2 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、

県が第 1 項の規定により合格部分の引渡しを受けたとき、県は、合格部分の対価及び第 64 条第 3 項又は第 69 条第 4 項に規定する賠償額の総額を、予算の範囲内で、支払日までの利息を付し、一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。

- 6 第 75 条又は第 79 条の規定により本契約が解除された場合において、県が第 1 項の規定により合格部分の引渡しを受けたとき、県は、合格部分の対価を、予算の範囲内で、支払日までの利息を付し、一括又は分割払いにより、事業者に対して支払う。
- 7 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、県は、本件工事の進捗状況を考慮して、本件土地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合、合格部分の買取りを行わず、事業者に対して本件土地の原状回復を請求することができ、事業者は、これに従わなければならない。この場合において本契約の解除が、第 64 条第 1 項、第 66 条第 2 項、第 75 条又は第 79 条の規定によるものであるときは県がその費用を負担するものとし、第 64 条第 2 項、第 65 条第 2 項又は第 3 項の規定によるものであるときは、事業者がその費用を負担するものとする。
- 8 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、県は、事業者に代わり原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

(引渡後の解除の効力)

- 第 68 条 本件施設の引渡後に第 64 条第 1 項又は 2 項、第 65 条第 2 項、第 4 項、第 66 条第 2 項、第 75 条又は第 79 条の規定により本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、県は、本件施設の所有権を引き続き保有するものとする。
- 2 県は、前項に掲げる規定により本契約が解除された日から 10 日以内に本件施設の現況を検査するものとし、当該検査により、本件施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、県は、事業者に対してその修繕を求めることができる。この場合において、事業者は、必要な修繕を実施した後、速やかにその旨を県に通知しなければならないこととし、県は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修繕の完了の検査を行わなければならない。
 - 3 事業者は、前項の手續終了後速やかに維持管理業務及び運営支援業務を県又は県の指定する者に引き継ぐものとする。
 - 4 第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定により本契約が解除され、前項の規定に従い県又は県の指定する者が維持管理業務及び運営支援業務の引継ぎを受けた場合、県は、施設整備費部分の支払残額を、解除前のスケジュールに従って支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、県の被る損害額が施設整備費部分の支払残額を上回る場合には、県は、施設整備費部分の支払残額の支払期限が到来したものとみなして、

かかる施設整備費部分の支払残額と当該損害額とを相殺することにより、施設整備費部分の支払残額の支払義務を免れることができるものとし、なお損害あるときは、その賠償を請求できるものとする。

- 5 第 64 条第 1 項、同条第 2 項又は第 66 条第 2 項の規定により本契約が解除され、第 3 項の規定に従い県又は県の指定する者が維持管理業務及び運営支援業務の引継ぎを受けた場合、県は、施設整備費部分の支払残額を解除前のスケジュールに従って事業者を支払うとともに、第 64 条第 3 項又は第 69 条第 4 項に規定する損害額の総額を事業者に対し支払うものとする。ただし、第 64 条第 2 項の規定による解除の場合は、県は、事業者に対し損害額を支払うことを要しない。
- 6 第 75 条又は第 79 条の規定により本契約が解除され、第 3 項の規定に従い県又は県の指定する者が維持管理業務及び運営支援業務の引継ぎを受けた場合、県は、施設整備費部分の支払残額を解除前のスケジュールに従って事業者を支払うものとする。また、県は事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

(違約金等)

第 69 条 第 65 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定により本契約が解除された場合、第 65 条第 1 項の定めにかかわらず、事業者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 本件施設の引渡前に解除された場合

施設整備費部分の総額の 10 分の 1 に相当する額

(2) 本件施設の引渡後に解除された場合

当該解除日が属する年度の初日から第 62 条に規定する契約期間の満了日までの期間に係る維持管理費部分 (第 53 条の規定により算定された当該解除日が属する年度に支払われるべき金額とする。) の総額の 10 分の 1 に相当する額

- 2 前項第 1 号の場合において、県は、契約保証金又は受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第 1 項の場合において事業者は、解除に起因して県が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を県の請求に基づき、支払わなければならない。
- 4 第 66 条第 2 項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、県に対して、当該終了により被った損害の賠償を請求することができるものとする。

(法令変更又は不可抗力による解除)

第 70 条 本契約の締結後生じた法令変更又は不可抗力により、本件事業の継続が不可能となった場合又は本契約の履行のために合理的な範囲を超える追加費用を要することとなった場合、県又は事業者は、それぞれ第 9 章及び第 10 章の規定に従い本契約を終了させることができる。

(保全義務)

第 71 条 事業者は、契約解除の通知の日から第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による合格部分の引渡し又は第 68 条第 3 項の規定による維持管理業務及び運営支援業務の引継ぎの完了の時まで、本件施設の出来高部分又は本件施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 72 条 事業者は、第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による合格部分の引渡し又は第 68 条第 3 項の規定による維持管理業務及び運営支援業務の引継ぎの完了と同時に、設計図書、しゅん工図書(本契約が本件施設の引渡し前に解除された場合にあっては、図面等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。)等本件施設の建設に係る書類その他本件施設の設計・建設、運営及び維持管理に必要な一切の書類を県に引き渡さなければならないこととする。

2 県は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、本件施設の設計・建設、運営及び維持管理のために無償で自由な使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。次項において同じ。)に供することができるものとする。

3 前項の場合において、事業者は、県による書類の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならないこととする。

第 9 章 法令変更等

(通知等)

第 73 条 本契約の締結後に法令が変更され、又は新設されたことにより、本件施設を設計図書に従い整備できなくなった場合、本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って維持管理業務又は運営支援業務を実施できなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを県に対して通知するものとする。

2 県及び事業者は、前項の通知がなされた時以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、県又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第 74 条 県が事業者から前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、県及び事業者は、当該法令の変更又は新設(以下「法令変更」という。)に

対応するために速やかに本件施設の設計・本件工事、本契約、要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更の公布日から 120 日以内に県及び事業者が合意に至らない場合、県は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本件事業を継続するものとする。この場合において増加費用の負担は、別紙 13 に定める負担割合によるものとする。
- 3 法令変更により事業者が維持管理業務の一部を履行できなかった場合、県は、事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス購入費から減額することができるものとする。

(法令等の変更による契約の終了)

第 75 条 本契約の締結後における法令変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

第 10 章 不可抗力

(通知の付与)

第 76 条 本契約の締結後に不可抗力により、本件施設を設計図書に従い整備できなくなった場合、本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って維持管理業務又は運営支援業務を実施できなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを県に対して通知しなければならない。

- 2 県及び事業者は、前項の通知がなされた時以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。この場合において、県又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第 77 条 県が事業者から、前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計・工事、本契約、要求水準書の変更及び増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に県及び事業者が合意に至らない場合、県は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対し

て通知し、事業者は、これに従い本件事業を継続するものとする。この場合において増加費用の負担は、別紙7に定める負担割合によるものとする。

- 3 不可抗力により事業者が維持管理業務の一部を履行できなかった場合、県は、事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス購入費から減額することができるものとする。

(不可抗力への対応)

第78条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件施設に重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第79条 第77条第1項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に県及び事業者が合意に至らない場合、県は第77条第2項の規定にかかわらず、事業者に書面により通知することにより、本契約の全部又は一部を解除により終了することができるものとする。また、事業者は、県が第77条第2項の通知をしない場合には、県に書面により通知することにより、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができるものとする。

第11章 雑則

(公租公課の負担)

第80条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて事業者の負担とする。ただし、本契約締結時に県及び事業者が予測不可能であったと認められる新たな公租公課の負担が事業者が発生した場合には、その負担について、事業者は県と協議することができるものとする。

(協議)

第81条 本契約において県及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合その他信義則上必要と認められる場合には、県及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(金融機関との協議)

第82条 県は、本件事業に関して事業者に融資する金融機関と、県が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の県から当該金融機関への事前通知、

当該金融機関のための担保権の設定及び実行、その他必要な事項に関し協議を行い、本契約とは別に必要な取決めを行うことができる。

(財務書類の提出)

第 83 条 事業者は、事業期間の終了まで、各会計年度の最終日から 3 箇月以内に、公認会計士又は監査法人の監査済財務書類を県に提出し、かつ、県に対して監査報告及び年間業務報告を行うこととし、県は、当該監査報告及び年間業務報告の内容を公開することができることとする。

(秘密保持)

第 84 条 県及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密に関する事項及び本件事業に関して知り得た個人情報及び秘密情報の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、受託・請負企業、下請企業又は出資者(本条において「役員等」という。)以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本件事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本件事業に関して知る前に公知であったもの、本件事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本件事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したのものについては、この限りでない。

(著作権の帰属等)

第 85 条 県が、本件事業の入札手続において及び本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類、図面等(県が著作権を有しないものを除く。)の著作権等は、県に帰属する。

(著作権等の利用等)

第 86 条 県は、成果物及び本件施設について、県の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 成果物及び本件施設のうち著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利(次条において「著作者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。

3 事業者は、県が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(県を除く。)をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は県が認めた公的機関をして公表させ、若しくは

広報に使用させること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で県又は県が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第 87 条 事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本件施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第 88 条 事業者は、成果物及び本件施設が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。

- 2 事業者は、成果物又は本件施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(工業所有権)

第 89 条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定し、かつ事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

(事業者に対する制約)

第 90 条 事業者は、事業期間中においては、あらかじめ県の承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して株式、新株予約権及び新株予約権付社債（次項において「株式等」という。）を発行し、事業者の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に対して与え、又は他の法人との合併、営業譲渡、会社分割等、事業者の会社組織上の重要な変更をして

はならないものとする。

- 2 事業者が県の承諾を得て出資者以外の第三者に対して株式等を発行する場合又は自己株式を取得させる場合、事業者は、当該第三者から別紙 14 による誓約書を取得し、あらかじめその原本を県に対して提出しなければならないこととする。

(事業者の権利義務の処分)

第 91 条 事業者は、県に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権その他の担保権を設定する場合、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、本契約上の地位及び本件事業等に関して県との間で締結した契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権その他の担保権を設定する場合、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

(事業者の兼業禁止)

第 92 条 事業者は、本契約による業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

(延滞利息)

第 93 条 本契約に基づき事業者が行うべき支払が遅延した場合には、事業者は、延滞日数に応じ未払い額につき年 3.6 パーセントの割合で計算した額の延滞利息を県に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第 94 条 本契約に関する紛争は、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第 95 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

- 2 本契約、入札説明書、要求水準書及び事業者提案の間に相違がある場合には、本契約、入札説明書、要求水準書及び事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、本契約、入札説明書及び要求水準書に定めがない事項については、入札説明書等に関する質問回答書のうち契約書案に係る部分に基づき解釈するものとし、当該解釈は事業者提案に優先するものとする。
- 3 県及び事業者は、本契約の解釈、運用等について、別途書面をもって合意することができる。

(その他)

第 96 条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、県及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

5 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、県及び事業者双方記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

なお、本契約の締結年月日は、平成 17 年岡山県議会 月定例会における本契約に係る議案の議決年月日であり、下記年月日は、仮の契約締結年月日であることを確認する。

平成 年 月 日

県 岡山市内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県
岡山県知事 石 井 正 弘

事業者
株式会社
代表取締役

別紙 1 日程表

(第 4 条及び第 14 条第 1 項関係)

基本設計図書の提出期限	平成 年 月 日
実施設計図書の提出期限	平成 年 月 日
本件工事着工予定日	平成 年 月 日
引渡予定日	平成 19 年 1 月 日
維持管理開始予定日	平成 年 月 日
運営支援開始予定日	平成 19 年 4 月 1 日
契約終了日 (維持管理期間終了日)	平成 39 年 3 月 31 日

別紙2 設計に伴う提出図書

(第14条第1項関係)

1 基本設計図書

(1) 建築(総合)

- ア 設計条件整理表
- イ 官公庁等打合せ記録
- ウ 仕様概要書
- エ 仕上表
- オ 面積表及び求積表
- カ 敷地案内図
- キ 配置図
- ク 平面図(各階)
- ケ 立面図(各面)
- コ 断面図
- サ 矩計図(主要部詳細)
- シ その他必要図書
- ス 計画説明書
- セ 各種技術資料

(2) 建築(構造)

- ア 設計条件整理表
- イ 官公庁等打合せ記録
- ウ 計画案
- エ 構造計画概要書
- オ 仕様概要書
- カ その他必要図書
- キ 各種技術資料

(3) 電気設備

- ア 設計条件整理表
- イ 官公庁等打合せ記録
- ウ 電気設備計画概要書
- エ 仕様概要書
- オ その他必要図書
- カ 各種技術資料

(4) 機械設備

- ア 設計条件整理表

- イ 官公庁等打合せ記録
- ウ 機械設備計画概要書
- エ 仕様概要書
- オ その他必要図書
- カ 各種技術資料

2 実施設計図書

(1) 建築（総合）

- ア 官公庁等打合せ記録
- イ 仕様書
- ウ 仕様概要書
- エ 仕上表
- オ 面積表及び求積表
- カ 敷地案内図
- キ 配置図
- ク 平面図（各階）
- ケ 立面図（各面）
- コ 断面図
- サ 矩計図
- シ 展開図
- ス 天井伏図
- セ 平面詳細図
- ソ 断面詳細図
- タ 部分詳細図
- チ 建具表
- ツ 外構図
- テ 透視図
- ト その他必要図書
- ナ 各種技術資料

(2) 建築（構造）

- ア 官公庁等打合せ記録
- イ 構造設計図
 - (ア) 伏図
 - (イ) 軸組図
 - (ウ) 各部断面図
 - (エ) 標準詳細図

(オ) 各部詳細図

- ウ 構造計画書
- エ 仕様書
- オ その他必要図書
- カ 各種技術資料

(3) 電気設備

- ア 官公庁等打合せ記録
- イ 仕様書
- ウ 敷地案内図
- エ 配置図
- オ 受変電設備図
- カ 非常電源設備図
- キ 幹線系統図
- ク 動力設備系統図
- ケ 動力設備平面図（各階）
- コ 弱電設備系統図
- サ 弱電設備平面図（各階）
- シ 火報等設備系統図
- ス 火報等設備平面図（各階）
- セ 屋外設備図
- ソ その他必要図書
- タ 各種計算書

(4) 機械設備（給排水衛生）

- ア 官公庁等打合せ記録
- イ 敷地案内図
- ウ 配置図
- エ 給排水衛生設備配管系統図
- オ 給排水衛生設備配管平面図（各階）
- カ 消火設備系統図
- キ 消火設備平面図（各階）
- ク 部分詳細図
- ケ 屋外設備図
- コ その他必要図書
- サ 各種計算書

(5) 機械設備（空調換気）

- ア 官公庁等打合せ記録

- イ 敷地案内図
 - ウ 配置図
 - エ 空調設備系統図
 - オ 空調設備平面図（各階）
 - カ 換気設備系統図
 - キ 換気設備配置図（各階）
 - ク 部分詳細図
 - ケ 屋外設備図
 - コ その他必要図書
 - サ 各種計算書
- (6) 機械設備（昇降機等）
昇降機等設備図
- (7) 工事内訳書
工事内訳書は、工種毎とし、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。
- (8) 確認申請関係図書
- ア 建築（総合）
 - イ 建築（構造）
 - ウ 電気設備
 - エ 機械設備（給排水衛生）
 - オ 機械設備（空調換気）
 - カ 機械設備（昇降機）
- (9) 光ファイバーケーブル整備工事関係図書
- ア 配置図
 - イ 光ファイバー系統図
 - ウ その他必要図書

基本設計図書、実施設計図書とも、提出時の体裁、部数等については、別途県の指示するところによる。

別紙 3 本件工事着手時の提出図書

(第 16 条第 1 項関係)

- 1 施工計画書
- 2 工事工程表
- 3 現場代理人・各種技術者届
- 4 建設業務実施体制表
- 5 その他必要図書

提出時の体裁、部数等については、別途県の指示するところによる。

別紙 4 本件工事期間中の提出図書

(第 16 条第 4 項関係)

- 1 月間工事工程表
- 2 月間工事報告書
- 3 月間工事監理報告書

提出の時期、体裁及び部数等については、別途県の指示するところによる。

別紙 5 事業者等が付保する保険等

(第 26 条第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 49 条第 3 項関係)

1 設計・建設期間中の保険(第 34 条第 1 項関係)

事業者は、工事期間中、自ら又は建設者をして、次の要件を満たす保険に加入し、又は加入させなければならない。

(1) 建設工事保険

保険契約者 : []

保険の対象 : 本件工事

保険期間 : 本件工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする(平成 年 月 日~平成 19 年 1 月 日予定)

保険金額(補償額): 本件工事費相当額

補償する損害: 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : []

被保険者 : 県、事業者、[]

保険期間 : 本件工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする(平成 年 月 日~平成 19 年 1 月 日予定)

てん補限度額(補償額): 対人: 1 名あたり最大 2 億円、1 事故あたり最大 10 億円

対物: 1 事故あたり最大 10 億円

補償する損害: 工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

2 維持管理期間中の保険(第 49 条第 3 項関係)

事業者は、維持管理期間中、自ら又は維持管理者をして次の要件を満たす保険に加入し、又は加入させなければならない。

(1) 施設所有(管理)者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者

被保険者 : 県、事業者、[]

保険期間 : 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする(平成 19 年 1 月~平成 39 年 3 月末予定)。(毎年度更新することとしてもよい。)

てん補限度額（補償額）：対人：1名あたり最大1億円、1事故あたり最大10億円

対物：1事故あたり最大1億円

補償する損害：本件施設の所有、使用若しくは管理又は本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

交叉責任担保追加特約を付帯すること

(2) 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

保険契約者：[]

被保険者：[]

保険期間：維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする（平成19年1月～平成39年3月末予定）。（毎年度更新することとしてもよい。）

てん補限度額（補償額）：対人：1名あたり最大2億円、1事故あたり最大10億円

人格権侵害担保：1名あたり最大100万

物理的損壊を伴わない有体物の使用不能損害担保：1事故につき最大2000万

管理下財物担保：1事故につき最大1億円

特別費用担保：1事故につき最大1000万

補償する損害：維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

事業者は、上記の保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅滞なく県に提出するものとする。

事業者は、県の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をし、又はさせることができない。

事業者、建設者又は維持管理者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

別紙 6 しゅん工に伴う提出図書

(第26条第1項関係)

区分	名称	サイズ	部数	備考
工事請負契約上の書類 (A4ファイル綴じ1式)				
	工事監理業務完了通知書	A4	1部	
	しゅん工届(完成通知書)	A4	1部	
	しゅん工引渡書/受書	A4	1部	
	しゅん工書類引渡書/受書	A4	1部	
	かぎ引渡/受書	A4	1部	
官公署関連許認可書類 (A4ファイル綴じ1式)				
	官庁届出書類及び許認可証	A4	1部	
しゅん工図(原図等1式)				
	二ツ折製本	A1(A2)	3部	工事別(建築、電気、器械)
	第2原図	A1(A2)	1部	同上
	二ツ折製本	A3縮小版	3部	同上
	第2原図	A3縮小版	1部	同上
	金文字製本	A4	1部	同上
	CADデータ	A4	1式	同上(様式に関しては県と協議すること)
施工図(総合図を含む。)				
	二ツ折製本	A1(A2)	1部	図面の選別は県の指示によること
	第2原図	A1(A2)	1部	同上
	二ツ折製本	A3縮小版	1部	同上
	第2原図	A3縮小版	1部	同上
しゅん工写真等				
	アルバム(しゅん工写真)		1式	「工事写真の撮り方(旧建設大臣官房官庁営繕部監修)改訂第2版 建築編・建築設備編」によるものとする。
	工事記録(写真)		1式	「工事写真の撮り方(旧建設大臣官房官庁営繕部監修)改訂第2版 建築編・建築設備編」によるものとする。
	CD-ROM		1式	
その他				

	構造計算概要書	A 4	1部	内容に関しては県と協議すること
	取扱説明書	A 4	1部	
	予備品一覧表	A 4	1部	
	特定工事の保証書	A 4	1部	
	主要仕上材一覧表	A 4	1部	
	主要資材一覧表	A 4	1部	
	機器・備品一覧表	A 4	1部	
	機器・備品の保証書	A 4	1部	
	機器試験成績表	A 4	1部	
	工事中の検査記録、性能表	A 4	1部	
	保守管理要望参考資料	A 4	1部	
	総合実施工程表	A 4	1部	
	協力業者リスト	A 4	1部	
	施工確認シート	A 4	1部	

別紙 7 不可抗力による損害及び増加費用の負担割合

(第 29 条第 5 項、第 31 条第 2 項、第 33 条第 3 項及び第 77 条第 2 項関係)

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本件施設につき損害及び増加費用が発生した場合、当該損害及び増加費用の額が設計・建設期間中に累計で施設整備費部分の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害及び増加費用の額から控除する。

2 維持管理期間

維持管理期間中に不可抗力が生じ、本件施設につき損害及び増加費用が発生した場合、当該損害及び増加費用の額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理費部分額（ただし、第 53 条の規定による変更を考慮し、かつ第 54 条第 2 項及び第 3 項の規定による減額を考慮しない金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害及び増加費用の額から控除する。

別紙 8 本件施設の引渡し及び登記手続
(第 35 条関係)

本件施設の引渡し及び登記に関する手続の流れは、以下に示すとおりである。

- 1 県による本件施設の維持管理業務体制の確認
- 2 県による本件施設の完工検査
- 3 事業者から県へのしゅん工図書等の提出
- 4 県から事業者への完工検査済書の交付
- 5 本件施設の引渡し
- 6 県から事業者への登記手続の委任
事業者の委託する土地家屋調査士及び司法書士への委任状の交付
- 7 事業者の委託した土地家屋調査士による県名義での建物表示登記手続
- 8 事業者の委託した司法書士による県名義での所有権保存登記手続
必要書類 委任状
- 9 完了

別紙 9 保証書の様式

(第 36 条第 5 項関係)

岡山県知事 石井正弘 様

保証書(案)

[建設者](以下「保証人」という。)は、岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が岡山県(以下「県」という。)との間で平成 年 月 日付けで締結した事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第 1 条に定める債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第 1 条 保証人は、事業契約第 36 条第 1 項に基づく事業者の県に対する債務(以下「主債務」という。)を保証する。

(通知義務)

第 2 条 県は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(履行の請求)

第 3 条 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第 4 条 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本

保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第 5 条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第 6 条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 7 条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が 2 部作成され、保証人はこれに署名し、1 部を県に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

保証人

別紙 10 業務報告書の概要

(第 48 条第 5 項及び第 60 条第 2 項関係)

1 維持管理業務半期報告書 (項目別に作成)

- ・業務の実施対象期間
- ・実施結果の記録に基づいた各業務の実施状況
- ・業務の実施状況及び要改善事項
- ・県による是正指導に対する対応状況
- ・その他特記すべき事項 (事故等の報告を含む。)

2 運営支援業務報告書 (項目別に作成)

- ・業務の実施対象期間
- ・実施結果の記録に基づいた各業務の実施状況
- ・業務の実施状況及び要改善事項
- ・県による是正指導に対する対応状況
- ・その他特記すべき事項 (事故等の報告を含む。)

別紙 11 サービス購入費の金額と支払スケジュール

(第 52 条第 1 項及び第 53 条関係)

1 施設整備費部分

(1) 内 訳

事業期間中に県が事業者を支払うサービス購入費のうち、施設整備費部分の総額は、ア及びイの合計額とする。

ア 割賦元本等

事業期間中、県が事業者を支払う施設整備費部分のうち、施設整備業務に必要な一切の費用からなる初期投資費用（以下「割賦元本」という。）及びこれに係る消費税等の総額は、次のとおりである。ただし、消費税等については、本件施設の引渡し日における消費税率を適用するものとし、本契約の締結後に消費税率の改定が行われた場合は、改めて消費税等の算定を行うものとする。（下記消費税等の金額は、消費税率を 5 % として計算したものである。）

割賦元本	[000,000,000 円]
消費税等	[000,000,000 円]
合 計	[000,000,000 円]

イ 割賦金利

事業期間中、県が事業者を支払う施設整備費部分のうち割賦元本に対する割賦金利の総額は、「基準金利 + スプレッド」により定めた金利に基づき算定した割賦金利の金額の合計額とする。

(ア) 基準金利

本件施設の引渡し日の 2 営業日前の日の午前 10 時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物（円-円）金利スワップレートとする。営業日とは、金融機関の営業日をいい、当該基準日が金融機関の営業日でない場合はその前営業日とする。

(イ) スプレッド： [事業者提案に記載の率]

(2) 施設整備費部分の支払総額の算定

県は、平成19年度から平成28年度まで及び平成29年度から平成38年度までの計20年間に渡り、事業者を支払いを行うこととし、施設整備費部分の総額は、次のとおり算定する。

区 分	算 定 方 法
平成 19 年度 ~ 平成 28 年度	[(割賦元本の 2 分の 1 の金額) を 10 年間で元利均等返済する額] + [(割賦元本の 2 分の 1 の金額) に対する割賦金利] + [(割賦元本の 2 分の 1 の金額) に係る消費税等]

平成 29 年度 ~ 平成 38 年度	[(割賦元本の 2 分の 1 の金額) を 10 年間で元利均等返済する額] + [(割賦元本の 2 分の 1 の金額) に係る消費税等]
引渡し日 ~ 平 成 19 年 3 月 31 日まで	(割賦元本の総額) に対する割賦金利

(3) 支払い方法

県は、平成19年度から平成28年度まで及び平成29年度から平成38年度までの計20年間に渡り、各事業年度の上半期（4月～9月）及び下半期（10月～3月）の年2回ずつ、計40回に分けて、原則として各回均等に支払うものとする。

各期間の各事業年度の支払額は、(2)の当該期間の支払総額の10分の1の額とし、各回の支払額は、各事業年度の支払額の2分の1の額とする。ただし、本件施設の引渡し日から平成19年3月31日までの期間における割賦元本に対する金利については、第1回目の支払いにおいて全額支払うものとする。

(4) 基準金利の改定

本件施設の引渡し日から10年経過時点で、金利変動を考慮し、割賦金利の算定に用いる基準金利を次のとおり改定することとする。なお、スプレッドの改定は行わない。

本件施設の引渡し日から10年経過した日の翌日の2営業日前の午前10時現在のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物（円 - 円）金利スワップレート

(期別支払額及び支払総額)

以下の金額は、落札価格に基づくものであり、事業者への支払額については、上記(1)～(4)に従い算定する。なお、平成19年度上半期分は、本件施設の引渡し日から平成19年3月31日までの期間の割賦元本に対する割賦金利相当額を含む。

< 平成19年度分 >	< 平成20年度から平成28年度まで >
年度合計額 : [000,000,000円]	年度合計額 : [000,000,000円]
上半期分 : [000,000,000円]	上半期分 : [000,000,000円]
下半期分 : [000,000,000円]	下半期分 : [000,000,000円]
< 平成29年度から平成38年度まで >	
年度合計額 : [000,000,000円]	
上半期分 : [000,000,000円]	
下半期分 : [000,000,000円]	

< 合計 + + >

支払総額	割賦元本	消費税等	割賦金利
[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]

2 維持管理費部分

(1) 内 訳

事業期間中、県が事業者を支払う維持管理費部分のうち維持管理費用及びこれに係る消費税等の総額は、次のとおりである。ただし、消費税等については、各支払時点における消費税率を適用するものとする。(下記消費税等の金額は、消費税率を5%として計算したものである。)

維持管理費用	[000,000,000円]
消費税等	[000,000,000円]
合 計	[000,000,000円]

(2) 支払い方法

県は、平成19年度から平成38年度までの20年間に渡り、各事業年度の上半期(4月～9月)及び下半期(10月～3月)の年2回ずつ、計40回に分けて、原則として各回均等に支払うものとする。ただし、維持管理費部分のうち、維持管理業務開始の日から平成19年3月31日までの期間における業務に係る部分は、第1回目の支払いにおいて全額支払うものとする。

(期別支払額)

以下の金額は、落札価格に基づくものであり、事業者への支払額については、上記(1)～(2)及び第53条の規定に従い算定する。

< 平成 19 年度 >

	支 払 額	維持管理費用	消費税等
年度合計額	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]
上半期分	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]
下半期分	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]

上半期分は、維持管理業務開始の日から平成19年3月31日までの期間における業務に係る支払額を含む。

< 平成 20 年度～平成 38 年度 >

	支 払 額	維持管理費用	消費税等
年度合計額	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]
上半期分	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]
下半期分	[000,000,000円]	[000,000,000円]	[000,000,000円]

別紙 12 サービス購入費の減額等の基準と方法
(第 54 条第 2 項、第 55 条及び第 65 条第 4 項関係)

1 減額等の対象

サービス購入費の減額及び支払停止（以下「減額等」という。）の対象となる支払は、サービス購入費の維持管理費部分とする。

2 減額等の決定までの流れ

(1) 第47条の規定によるモニタリングの結果、維持管理業務について、要求水準書、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書の水準を満たしていない状態であることが判明した場合、県は、当該状態の程度について次に従い分類した上で、事業者に対して期間を定めて当該状態の是正を指導する。

レベル1：施設利用者に著しい影響を及ぼす程度

レベル2：施設利用者に影響を及ぼす程度

レベル3：施設利用者に軽微な影響を及ぼす程度

(2) (1)で県が定めた是正期間を経過しても当該状態が改善されない場合、是正期間の終了の翌日から当該状態が改善されるまでの期間にわたり、当該状態の程度に応じて、1日につき次のとおりペナルティポイントをカウントするものとする。なお、県及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

レベル1：3ポイント

レベル2：2ポイント

レベル3：1ポイント

(3) (2)に従いカウントした各事業年度の半期ごとの累積ペナルティポイント数に応じて、次のとおり減額等の措置を行う。なお、当該支払対象期間の累積ペナルティポイントは、翌期の支払対象期間に繰り越さない。

累積ペナルティポイント数	減額等の措置内容
1～4	減額なし
5～9	当該半期分の維持管理費部分支払額の20%の減額
10以上	支払停止

なお、累積ペナルティポイント数による減額等は、事業者の債務不履行により県に生じた損害の賠償の事業者に対する県の請求を妨げるものではない。

3 支払停止及び契約解除

- (1) 2の(3)に従い、支払停止の措置を行った場合、翌半期における累積ペナルティポイント数が4以下であれば、当該支払停止となったサービス購入費の80%の額を、翌半期における累積ペナルティポイント数が5以上であれば、当該支払停止となったサービス購入費の50%の額を、翌半期分のサービス購入費にそれぞれ加算して支払う。
- (2) 2の(3)に従い支払停止の措置を行い、かつ、翌半期における累積ペナルティポイント数が5以上である場合、県は、本契約を解除により終了させることができる。

別紙 13 法令変更による増加費用の負担割合

(第 74 条第 2 項関係)

	県負担割合	事業者負担割合
本件事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、 の本件事業に直接関係する法令とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の設計、建設、維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙 14 誓約書の様式
(第 90 条第 2 項条関係)

平成 年 月 日

岡山県
岡山県知事 石井 正弘 様

誓 約 書

当社は、貴県の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社が保有する 株式会社の株式について、既存の株主以外の者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないことを誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

住所

株式会社

代表者

代表取締役

印